

沖縄県 SDGs 推進本部設置要綱（変更案）

（目的）

第1条 SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向け、県施策の総合的推進を図るため、関係部局による沖縄県 SDGs 推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表1に掲げる本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、企画部を担当する副知事を優先する。

（所管事項）

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を審議し、推進する。

- (1) SDGs の理念の普及、理解の促進に関すること。
- (2) SDGs の達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

（本部会議）

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

（SDGs 連絡調整会議）

第5条 SDGs の全庁的な推進に向け、本部の下に、別表2に掲げる関係部局の主管課長で組織する SDGs 連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という）を設置する。

- 2 連絡調整会議は、企画調整課長が招集し、これを主宰する。

（事務局）

第5条 本部及び連絡調整会議の事務局は、企画部企画調整課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 年 月 日より施行する。

別表 1

政策調整監

知事公室長

総務部長

企画部長

環境部長

子ども生活福祉部長

保健医療部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

土木建築部長

会計管理者

企業局長

病院事業局長

教育長

警察本部長

別表 2

知事公室 秘書課長

総務部 総務私学課長

企画部 企画調整課長

環境部 環境政策課長

子ども生活福祉部 福祉政策課長

保健医療部 保健医療総務課長

農林水産部 農林水産総務課長

商工労働部 産業政策課長

文化観光スポーツ部 観光政策課長

土木建築部 土木総務課長

出納事務局 会計課長

企業局 総務企画課長

病院事業局 病院事業総務課長

教育庁 総務課長

警察本部 警務課長